

平成31年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明資料(附属資料)

企業庁

# 目 次

1	神奈川県営上水道条例 新旧対照表	----- 1
---	------------------	---------

1 神奈川県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)            第49条の3 水道法第12条第2項に規定する条            例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による            専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高            等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令            第61号)による専門学校において土木科又は            これに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同            法による専門職大学の前期課程にあつては、            修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上            の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)            第49条の4 水道法第19条第3項に規定する条            例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定す            る学校において土木工学以外の工学、理学、            農学、医学若しくは薬学に関する学科目又は            これらに相当する学科目を修めて卒業した後  <u>(学校教育法による専門職大学の前期課程に            あつては、修了した後)</u>、同条第1号に規定            する学校を卒業した者については4年以上、            同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同            法による専門職大学の前期課程にあつては、            修了した者)</u>については6年以上、同条第4            号に規定する学校を卒業した者については8            年以上水道に関する技術上の実務に従事した            経験を有する者</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)            第49条の3 水道法第12条第2項に規定する条            例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等            専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第            61号)による専門学校において土木科又はこ            れに相当する課程を修めて卒業した後、5年            以上水道に関する技術上の実務に従事した経            験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)            第49条の4 水道法第19条第3項に規定する条            例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定す            る学校において土木工学以外の工学、理学、            農学、医学若しくは薬学に関する学科目又は            これらに相当する学科目を修めて卒業した後            、同条第1号に規定する学校を卒業した者に            ついては4年以上、同条第3号に規定する学            校を卒業した者については6年以上、同条第            4号に規定する学校を卒業した者については            8年以上水道に関する技術上の実務に従事し            た経験を有する者</p> <p>(3)・(4) (略)</p>